

文化庁における子どもの文化芸術体験活動の推進に関する施策一覧

事業名	事業概要	18年度 予算額 (百万円)	対象機関等
本物の舞台芸術に触れる機会の確保	子どもたちが学校や公立文化会館などにおいて、優れた舞台芸術や伝統芸能に直に触れる機会を提供し、感受性豊かな人間としての育成を図る。	3,004	小・中・高等学校 公立文化施設
伝統文化こども教室事業	次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などの伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する。	1,593	文化団体等
学校の文化活動の推進	芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣する「芸術家等派遣事業」や文化部活動の成果発表の場として「全国高等学校総合文化祭」を行う。	141	小・中・高等学校等
(1) 芸術家等派遣事業	著名な芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣する。	89	小・中・高等学校
(2) 全国高等学校総合文化祭	高等学校における芸術文化活動の振興に資することを目的として、高校生の文化活動の全国的な発表の場として、(社)全国高等学校文化連盟、都道府県との共催により開催する。	53	文化団体等
「文化芸術による創造のまち」支援事業	次世代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図るため、地域の指導者、芸術団体の育成、発信交流事業に対して支援する。	508	市町村等
文化体験プログラム支援事業 ＜地域教育力再生プラン＞	子どもたちが日常の生活圏の中で、年間を通じて地域の特色ある様々な文化に触れ、体験できるプログラムを作成し、実施することにより、子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育む。	214	市町村